議案第 42 号

南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例

南風原町手数料徴収条例(平成 12 年南風原町条例第2号)の一部を改正する条例 を別紙のとおり提出する。

平成27年9月4日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)の施行に伴い交付される、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を設定する必要があるため提案する。

南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 南風原町手数料徴収条例(平成12年南風原町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中第36号を第37号とし、第10号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

第2条 南風原町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。 別表中第9号を次のように改める。

(9) 個人番号カードの再交付	1件につき	800円	

附則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日 から施行する。